

# 寒河江川土地改良区たより

2023/令和5年 5/1 No.43

土地改良区の概要

受益面積 83,107ha

組合員数：3,886名



水は農業用水、地域用水を  
土は土地、農地、土壌を  
里は農村空間や農家・非農家などの  
生活空間を表現しています。

## CONTENTS

理事長あいさつ	2
第46回通常総代会を開催	3
令和5年度新規採択県営土地改良事業	4
令和5年度に実施の主な土地改良事業	5
令和5年度柴橋地区農地整備事業（調査計画）	6
令和5年度予算の概要、賦課金について	7
土地改良区からのお知らせ ほか	8～10

編集・発行  
寒河江川土地改良区

TEL. (0237) 86-5112 FAX. (0237) 86-0474 山形県寒河江市字中河原222番地の2  
E-mail: [sagae-r4@cpost.plala.or.jp](mailto:sagae-r4@cpost.plala.or.jp) <https://www.sagaegawa.com/>



## 河北水・土・里 POWERフェスティバル

令和4年10月9日、河北町谷地東地内にある谷地堰第11号分水（円筒分水）にて、イベントを開催しました。地元の方々に農業用施設が防災・減災効果を発揮していることを知ってもらうために、クイズラリーや田んぼダムの模型展示などを行いました。



# 理事長あいさつ



理事長  
奥山 喜男

おはようございます。本日は、朝早くから天候も良く、雪解けも進み何かと忙しいところ、第46回の通常総代会にご出席いただきありがとうございます。

佐藤寒河江市長様、森谷河北町長様におかれましては、公務多忙な中ご臨席を賜り厚く御礼申し上げます。猪倉課長様、宇野課長様にもお休みでお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。また、皆様方には、常日頃、土地改良区事業運営にご理解とご協力いただき重ねて御礼申し上げます。

寒河江川土地改良区の今年度事業もおかげ様でまもなく終了し、新年度に向かい進んでいます。

振り返ってみれば、昨年春は雪解けも例年通りで、特に目立つような作物被害はなかったかと思えます。5月末まで雨も少なく、農作業は順調に推移したようです。しかし、6月上旬の低温で、稲の生育に影響し茎数不足などがありました。徐々に気温も上がり生育量は回復してきました。村山地区の作況100と発表がありましたが、実際は少ない状況に感じられました。

さくらんぼは生育が進み、例年より早く収穫時期を迎え順調に進んでいたようですが、6月下旬に気温が急に上昇し30度以上の日が続き、その後、品質低下がみられ出荷販売に大きく影響が出ました。

8月3日の置賜地方を中心とする線状降水帯の発生により豪雨災害が発生しました。

翌日4日、早朝より最上川が増水して、当管内でも農地冠水と施設の損傷が令和2年に続き、再度被害を受けました。寒河江市・河北町による災害対応にこの場をお借りして御礼申し上げます。

最近の災害常識が変わり、毎年のように発生しています。冬でも線状降雪帯により日本海側・山形県内でも短時間で1メートルを超える積雪になるような事態も発生しております。

昨今の農業情勢の課題は、数多くあります。一つ目は、肥料・燃料など諸物価高騰とそれに対する農産物への価格転嫁がされていない現状です。いつでも弱い立場の農業では、日本の食料安全保障が守られるのか心配です。何らかの対策を講じなければ農業離れが加速していくと思われまます。

二つ目は、農業者の高齢化と担い手の不足です。新規就農者の方々は少し増えてきているようですが、農業全体の割合から見ればわずかです。各地区での「人・農地プラン」からいち早く「地域計画」の策定に取り掛かり、水田活用の効率化に向け土地改良区としても一緒に協力をしながら進んでいきたいと思えます。

この他に農業現場と土地改良区が直面している問題もあります。水田活用支払交付金の5年水張の問題に伴う畑地化促進事業や、土地改良区地区除外決済金制度の問題です。これらは、水利権の問題と水田活用交付金対象地が畑地化促進事業により土地改良区の土地原簿を畑にすることなど、それに伴う畑地の決済金と賦課金の問題が大きく関わってきています。不透明な点が多く、将来、賦課金の減少などにより土地改良区運営面で影響が出てくるのではないかと心配されますが、説明会や関係機関と情報交換をしながら協議し、組合員と土地改良区運営に支障がなく、より良くなるような方向で検討していきたいと思えます。

新年度の事業計画については、寒河江川下流地区水利施設等保全高度化事業により昭和堰頭首工の土砂吐ゲート復旧と中央管理棟・昭和堰頭首工・高松堰頭首工の管理システムの更新事業の計画も順調に進んでいます。

柴橋地区農地基盤整備事業も地区の方々の協力をいただきながら、令和7年度採択を目指し進んでいます。また、維持管理適正化事業も計画通り実施していきたいと思えます。

運営面で役員の女性登用に係る検討会を開催していきます。また、維持管理経費の節減のために現場の見直しなどを行い、役職員一同、経費節減に取り組んでまいります。なお、組合員の方々にもご協力をお願いいたします。

本日の議案、令和4年度7議案、令和5年度13議案を上程させていただいています。慎重審議していただき、全議案ご承認くださいますようお願い申し上げます。

# 第46回通常総代会を開催

3月11日、寒河江市のホテルシンフォニーアネックスにおいて第46回通常総代会が開催されました。議長に谷地地区の布川峯夫氏を選任し、令和5年度一般会計収支予算等20議案が上程され、審議の結果、全議案原案通り可決されました。



議長 布川 峯夫氏

## 令和4年度

- 総認第1号 令和4年度一般会計収支補正予算の理事会専決処分の承認について
- 総認第2号 賦課金の不能欠損処分の承認について
- 総議第17号 令和4年度県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金の変更について
- 総議第18号 土地改良区有地の処分（売却）について
- 総議第19号 県営平田地区農村地域防災減災事業（ため池整備事業）の計画変更について
- 総議第20号 県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）の計画変更について
- 総議第21号 令和4年度一般会計収支補正予算について  
監査報告書

## 令和5年度

- 総議第1号 令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業の加入及び資金拠出について
- 総議第2号 令和5年度柴橋1地区基盤整備促進事業（換地等調整）の実施について
- 総議第3号 令和5年度柴橋2地区基盤整備促進事業（換地等調整）の実施について
- 総議第4号 県営寒河江川下流地区水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）の実施について
- 総議第5号 令和5年度事業計画について
- 総議第6号 令和5年度一般賦課金の賦課徴収について
- 総議第7号 令和5年度事業特別賦課金の賦課徴収について
- 総議第8号 令和5年度水路使用料及び事務手数料の徴収について
- 総議第9号 令和5年度地区除外等決済金の徴収について
- 総議第10号 令和5年度県営引竜地区農業競争力強化基盤整備事業の借入金について
- 総議第11号 令和5年度一般会計収支予算について
- 総議第12号 令和5年度一般会計の一時借入金及び長期預貯金預入先について
- 総議第13号 付帯決議について



総代会の様子



# 令和5年度新規採択県営土地改良事業

◎寒河江川下流地区水利施設等保全高度化事業 総事業費：742,000,000円(予定)  
令和5年度事業費：39,000,000円(補助率：国・県・市町93%)

当土地改良区の基幹施設である昭和堰頭首工・中央管理棟は造成後約20年近くが経過しています。昭和堰頭首工においては、土砂吐ゲートの損傷やエプロン部分の洗堀、防塵網場の破損等が生じており、操作・管理に支障をきたしている状況です。

中央管理棟は、現在使用しているNTT回線（FOMA）のサービスが令和7年度末に終了するため更新が必要となっています。また、機械類も耐用年数の超過により、早急に対応する必要があります。

事業は令和5年度から令和8年度にかけて行われる予定です。事業1年目の令和5年度は、実施設計業務及び応急復旧工事を実施する計画です。

なお、水を堰き止める土砂吐ゲートの全閉操作ができないため、不安定な取水が続いています。現在は、雪解け水により河川流量が豊富ですが、夏場を迎え大幅に渇水になった場合は取水量の制限や大堰地区と二ノ堰地区の交互の配水等の措置が必要となる可能性があります。

組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、より一層の節水に努めていただくとともにご理解とご協力の程重ねてお願い申し上げます。



通信回線制御装置の更新



中央管理棟の操作盤



取水口に設置してある除塵用網場が破損



土砂吐ゲート全閉不能状況



## ◎大堤・小堤地区農村地域防災減災事業調査計画

令和5年度事業費：24,000,000円(補助率：国100%)

上谷沢大堤・小堤ため池は明治後期に築造され昭和62年に改修されたため池であり、このたびの耐震調査により基準安全率を下回る結果となりました。また、ため池の下流には谷沢集落・山形自動車及び村山広域水道中継ポンプ場があり、施設が決壊すれば大きな被害が生じる恐れがあります。

このため防災減災事業の調査計画に取り組み、ため池の整備を図ることで下流域の生命、財産及び生活の保全等に貢献します。また、安定した取水を確保し、農家経営の安定と地域全体の防災力を向上させるものです。調査計画は令和5年度～令和6年度までの予定です。



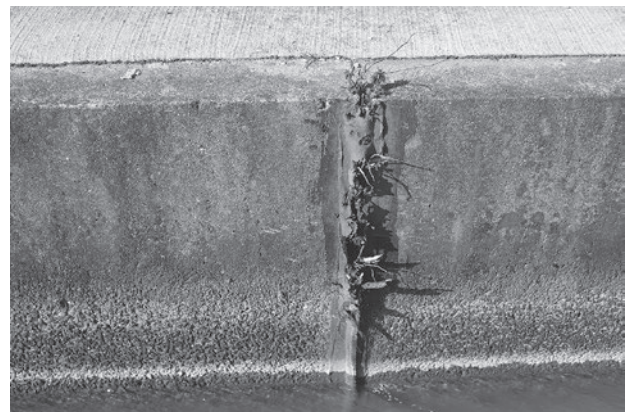
上谷沢大堤ため池

## 令和5年度に実施の主な土地改良事業

土地改良施設維持管理適正化事業 令和5年度事業費：31,000,000円(補助率：国・県60%)

### 《内訳》

- ・ 田井堰幹線用水路目地補修工事  
(9,000,000円)
- ・ 大堰幹線用水路安全柵補修工事  
(11,000,000円)
- ・ 一ノ堰用水路安全柵補修工事  
(11,000,000円)



田井堰幹線用水路(目地)



大堰幹線用水路(温水路)安全柵



一ノ堰用水路安全柵

# 令和5年度柴橋地区の農地整備事業（調査計画）

## 柴橋1地区（中郷）、柴橋2地区（金谷、松川、木の沢、大江町飛地含む）

- ・柴橋1地区農業農村整備事業（実施計画） 事業費：12,600,000円（補助率：国・県100%）
- ・柴橋1地区基盤整備促進事業（換地等調整）事業費：4,200,000円（補助率：国・県72%）
- ・柴橋2地区農業農村整備事業（実施計画） 事業費：16,400,000円（補助率：国・県100%）
- ・柴橋2地区基盤整備促進事業（換地等調整）事業費：5,300,000円（補助率：国・県74%）

### 目的

- ①柴橋地区の農地区画の拡大や用排水路の整備などの耕作条件の改善を行い、農業経営の効率化と高収益化を図ります。
- ②農家の高齢化と、担い手不足による耕作放棄地の拡大を防止するため、若手農家や農業法人への集積、集約を進めます。

### 令和7年度

#### 県営事業として事業認可

国・県・市町からの補助を受け柴橋地区の農地整備が始まります。

### 令和6年度

#### 国・県へ採択申請

積み上げてきた計画書を取りまとめて採択申請書を提出します。

### 令和5年度

#### 実施計画 換地等調整

大区画ほ場、農道及び調整池の配置や事業費の積算など詳細な計画を策定します。また、工事が完成した後の換地処分に向けた基準作りや合意形成の話し合いを始めます。

### 令和4年度

#### ワークショップ を開催

10年後の柴橋地区の農業を創造し、みんなで提案しました。

### 令和3年度

#### 地図作成 土質調査

整備前の詳細な地図を作ります。また、水田を堀削して土質を調べます。

未来につながる柴橋地区の地域農業と元気の農村の創造！



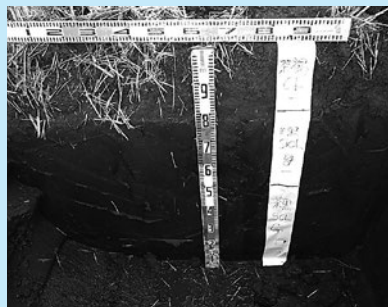
令和4年度 ワークショップの様子



未整備の農地



令和3年度 試掘調査の様子



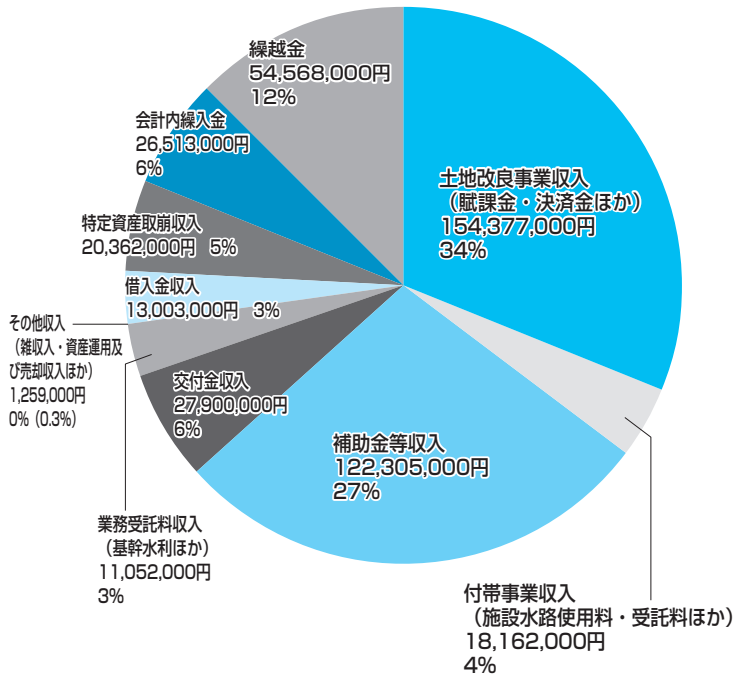
令和3年度 試掘調査の様子



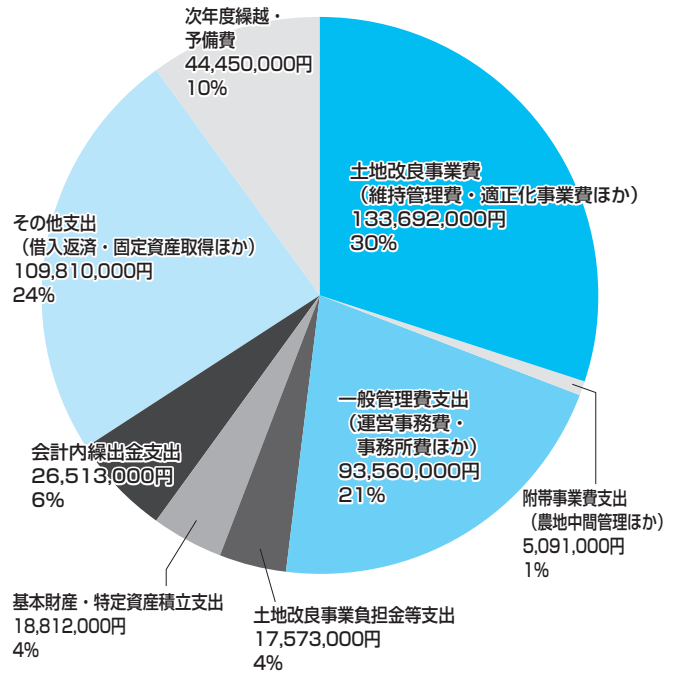
# 令和5年度一般会計の予算概要について

収支予算額 収入 支出 449,501,000円

## 収入の部



## 支出の部



## ◆令和5年度 土地改良区賦課金について◆

第1期 発行日：令和5年6月15日 納入期限：令和5年6月30日  
 第2期 発行日：令和5年10月16日 納入期限：令和5年10月31日

### 経常賦課金

地目	10a単価 (全期)			
	大堰地区	寒河江地区	白岩地区	中郷地区
田	4,600円	4,600円	3,900円	7,700円
畑	1,530円	2,300円	2,810円	2,500円

### 事業特別賦課金

事業名	10a単価 (全期)	
	事業名	単価
新吉田、平田、引竜地区管理事業	平田地区	2,000円
	沢畑開田	4,000円
柴橋地区農地整備調査計画事業	調査計画	3,000円
	調査計画事務 (耕作者)	500円
	調査計画事務 (所有者)	500円

※各期とも1/2ずつ賦課いたしますが、総額が10,000円以下の組合員につきましては全期分を第1期時に賦課いたします。

※昨今の農業情勢を鑑み、令和5年度も引き続き延滞利子につきましては年度内に納入していただいた場合に限り免除いたします。

# こんなときは土地改良区に届出を!!

公共機関(市町・法務局等)で手続きを行っても、土地改良区に届出がなければ、土地台帳等の移動・修正はなりません。必ず忘れずに届出をお願いします!!

事 由	申請書の種類	留 意 点
農地の取得・喪失があったとき 死亡・相続・農業者年金受給のとき 農地の貸借があったとき	組員資格得喪通知書 口座振替依頼書	農地法・農業経営基盤強化促進事業による貸借も耕作権移動の対象になりますので、借り手が賦課対象となります。
地目を変更したとき	地目変更届	登記地目が変更されてからの申請が必要です。
農地を転用するとき 公共事業で買収があったとき 農用地外に農地を変更するとき	農地転用意見書交付願 地区除外申請書	農地転用は、各農業委員会に事前に相談をお願いします。土地改良区と協議が整ったもの以外は受付処理できませんのでご了承ください。 農地転用の申請は、毎月5日が締日となっておりますので、早めの提出をお願いします。 地区除外がある場合は、決済金が発生します。
居住地を変更したとき	住所変更届	
寒河江市で下水道許可区域外で浄化槽を設置したいとき	排水利用承認申請書	寒河江市設置型合併浄化槽申請地域は、市下水道課への相談が必要になります。
河北町で浄化槽を設置したいとき	施工承認願 確約書	土地改良区への相談が必要です。
土留め工事をしたい 水路に橋を取り付けたい 工事等で農道を利用したいなど	施工承認願	土地改良区への相談が必要です。
①浄化槽を廃止したとき ②使用者が変わったとき	①水洗便所(中止・廃止)届 ②水路使用料名義変更届	下水道へ変わったときは、届出が必要です。

## 令和5年度 水路使用料及び主な事務手数料

種 別	単 価
水路使用料(一括払い)	1人槽 当たり 7,500円
農地転用意見書交付手数料	~5,000㎡未満 1件 8,000円
	5,000㎡~20,000㎡未満 1件 55,000円 理事会承認
	20,000㎡~ 1件 110,000円 総代会承認
承認書交付手数料	1件 8,000円
境界立会手数料	1件 8,000円

## 令和5年度 地区除外等決済金単価表

地区	除 外 地 区 分	10a単価
大 堰 地 区	大 堰 地 区	172,660円
	田 中 区 画 整 理	239,800円
	所 岡 区 画 整 理	213,160円
	荒 町 東 区 画 整 理	269,780円
	新 吉 田 地 区	192,410円
	平 田 地 区	289,590円
寒 河 江 地 区	引 竜 地 区	182,470円
	寒 河 江 地 区	184,550円
	白 岩 地 区	109,230円
	中 郷 地 区	262,500円
	畑地かんがい事業	184,550円



**注意!!**

## 滞納賦課金は新資格者の負担

土地改良区内の農地を売買するとき（競売を含む）や組合員の資格を交代する場合にその土地に滞納賦課金があると、その納入義務は、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい資格者に生じます。資格取得の際は、必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いいたします。

また畑として農地を借りる際も、賦課金等の納入が必要になるか土地改良区までお問い合わせください。

## 通水期間中における皆様へのお願い

### ○組合員の皆様へ

・農業用水は、水利権によって期間毎の最大取水量及び年間の総取水量が定められています。限りある水を有効に活用するためにも次の3つことを守っていただくようお願いいたします。

1. **常に節水を心がけ、掛け流しは絶対にしないようにしてください。**
2. **ゲート操作・水量調整が必要な場合は、各地区総代、堰守・施設管理人へ相談してください。**
3. **通水に支障が生じるため、刈り取った草は水路に流さないようにしてください。**

・大雨注意報等発令の際には、災害防止のため通水を停止させていただく場合があります。組合員の皆様のご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### ○地区の皆様へ（事故防止等）

農業水利施設（用排水路、ため池等）へ立ち入ることは大変危険です。関係機関を通して注意喚起を行うなど、安全対策を講じておりますが、お子様につきまちは、ご家庭内や地域での安全教育を実施していただきたくお願いいたします。もし、施設付近で遊んでいる子どもを見かけましたら、**「あぶないよ！」**と注意を呼びかけて水の事故を未然に防止しましょう。

### 水路へのゴミの投げ入れ

施設敷地に不法投棄をすることは重大な犯罪であり、下流での用水不足や越水、施設の破損の原因にもなります。投棄者を発見しましたら、最寄りの警察署へ通報するか、市・町、土地改良区へご連絡をお願いします。



## ◎寒河江川土地改良区令和5年度配水計画について◎

水利調整規程第8条に基づき、組合員の皆様へお知らせいたします。

水利使用規則がある施設	名称	代かき期		普通期		非かんがい期	
		取水期間	取水量	取水期間	取水量	取水期間	取水量
	昭和堰頭首工	5/6～5/15	10.827m <sup>3</sup> /s	5/16～9/10	8.492m <sup>3</sup> /s	9/11～5/5	3.206m <sup>3</sup> /s～3.350m <sup>3</sup> /s
	高松堰頭首工	5/6～5/15	1.845m <sup>3</sup> /s	5/16～9/10	1.534m <sup>3</sup> /s	9/11～5/5	0.495m <sup>3</sup> /s～0.599m <sup>3</sup> /s
	新堰頭首工	5/6～5/15	0.837m <sup>3</sup> /s	5/16～8/31	0.698m <sup>3</sup> /s	9/1～5/5	0.151m <sup>3</sup> /s
	中郷揚水機	5/16～5/30	0.248m <sup>3</sup> /s	5/31～9/10	0.191m <sup>3</sup> /s	—	—

水利使用規則がない施設	名称		配水期間		特記事項	
	引竜第二溜池		5/6～9/10		北谷地地区（引竜地区）	
	平田溜池		5/6～9/10		谷地地区（平田地区）	
厚川堰第一取水口		5/6～9/10		白岩地区		

# ラジコン草刈機の貸出しはじめました。

## 特徴

- ・操作が簡単
- ・急な斜面での作業が可能  
(最大傾斜角45度)
- ・2時間で約20aの草刈りができる。

使用料(1日当たり) **20,000円(税込)**  
オペレーター付きで運搬費も含まれます。

その他の機械の貸出しも行っております。

ラジコン草刈機の特徴として、操作が簡単であることや、急な斜面(最大傾斜角45度)の場所での作業が可能です。

80cmの刈幅により2時間で約20aの草刈りが可能とされ、ため池の堤体や排水路法面、その他施設での安全で効率のよい作業が期待できます。

※組合員が共同で管理する施設の維持管理の省力化を図るためにご活用ください。



## 令和5年度 事務局体制

課長兼会計主任	松田 和之 (溝延、北谷地、寒河江、西根、柴橋)
技術主幹	戸田 靖浩 (柴橋)
課長補佐兼総務係長	伊藤 義則 (溝延、西根)
課長補佐兼施設管理係長	佐藤 裕斗 (谷地、西里、北谷地、高松)

### 庶務・会計係

賦課徴収主任	阿部 良平 (三泉、寒河江)
主事	川越 一吹 (谷地、高松)
会計担当主事	浦山 恵美子
庶務担当主事	布施 千佳子

### 施設管理・工事・事業係

工務担当技師	奥山 拓己 (西里、醍醐、白岩)
施設管理専門員	渡辺 明弘 (柴橋)
事業管理指導員	堀 武夫

※ ( ) は担当地区

## ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください

各種申請・手続きに関する事／賦課金納入に関する事／用排水等維持管理に関する事

〈事務所受付時間〉

月～金：午前8時30分～午後5時00分

土：午前8時30分～午前12時00分 (4月～9月の奇数週、10月～3月は休業)

※大水期間中は、職員が24時間中央管理棟に常駐し、用水対応をいたします (5/6～5/20頃まで)。

〈連絡先〉寒河江川土地改良区 TEL：0237-86-5112

土地改良区からの情報については、ホームページやTwitterからも確認できますのでぜひご利用ください。

<https://www.sagaegawa.com/>

検索



Twitterアカウント

@8i7gRyHX326V5ij

